

# 令和8年度クロスイノベーション創出支援事業等（アドバイザー派遣業務）実施要領

## 第1 目的

6次産業化又は農商工連携に取り組む県内の農林漁業者等に対し、新商品企画等の構想や既存商品のブラッシュアップ、ひょうごオープンファームの体験プログラムの策定等に関する相談を受け付け、専門のアドバイザーを派遣し、農林漁業者等の所得向上・経営安定化につながる新ビジネスへと発展させることを目的とする。

## 第2 コーディネーターの選任

アドバイザーと相談者のマッチングや農林漁業者と食関連事業者とのマッチングをコーディネートする者を「農」イノベーションひょうご推進協議会（以下「協議会」という。）が選任する。

なお、任期は令和9年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

## 第3 アドバイザーの選任

第1の目的を達成するため、相談者からの相談内容に応じて、消費者ニーズを捉えた商品企画やマーケティング、販路開拓等に関し幅広い知識と豊富な経験を有し、本事業の推進に貢献することが見込まれる者を協議会が選任する。

なお、任期は令和9年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

## 第4 相談案件の決定

協議会は、アドバイザー派遣を希望する農林漁業者等の所得向上、経営安定化など、事業の目的に相応しいものを、別紙の採択条件に適合するもののうち予算の範囲内でアドバイザー派遣を受ける事業者（以下「相談者」という。）として決定する。

なお、予算の状況等に応じて、随時応募を受け付けることとする。

## 第5 コーディネーターの活動内容

コーディネーターは以下の活動を実施する。

- (1) 相談者とアドバイザーのマッチングのコーディネート
- (2) 農林漁業者と食関連事業者のマッチングのコーディネート
- (3) 派遣検討会のコーディネート
- (4) その他、本事業実施にあたり必要となる事項への助言等

## 第6 アドバイザーの活動内容

アドバイザーは以下の活動を実施する。

- (1) 相談者の相談内容に対する、顧客ニーズを捉えた商品企画やマーケティング手法、販路先、ひょうごオープンファームの体験プログラムの策定等についての提案
- (2) 相談者の相談内容に応じた1次、2次及び3次事業者とのマッチング支援
- (3) 派遣検討会での派遣状況の共有等

(4) その他、本事業実施にあたり必要となる事項への助言等

## 第7 アドバイザー派遣の内容

協議会は、相談者に対し、以下の条件でアドバイザーを派遣する。なお、アドバイザーの選定にあたっては、適宜コーディネーターと相談する。

- (1) 1案件につき、概ね1か月に1回程度とし、1回の相談時間は2時間程度とする。
- (2) 協議会は、アドバイザーからの報告に基づき、必要に応じて別途アドバイザーを追加派遣し、課題解決に向けた支援を実施する。

## 第8 派遣検討会の開催

協議会は必要に応じて、コーディネーター・アドバイザーが参加する派遣検討会を開催し、派遣アドバイザーの検討、支援状況の共有、協議会・各種情報交換等を実施する。

## 第9 コーディネーター及びアドバイザーの謝金及び旅費

- (1) コーディネーター及びアドバイザーに支給する謝金の単価は、1時間あたり9,000円とする。30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は単価に1/2を乗じた額とする。
- (2) 相談者と面談する際の旅費については、兵庫県旅費規程の計算方法に準じて支給する。

## 第10 費用負担

コーディネーターとの相談、アドバイザー派遣等にかかる経費については、協議会が負担する。ただし、相談者が本事業に参加するために要した旅費等の経費については、相談者の負担とする。

## 第11 秘密の保持

コーディネーター及びアドバイザーは、本事業の実施により知り得た情報等について秘密を厳守し、この業務以外の目的に利用してはならない。

## 第12 事務局

本事業の事務は、協議会事務局において行う。

## 第13 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、協議会会長が別に定めるものとする。

## 附 則

この要領は、令和8年4月7日から施行する。

別紙

令和8年度クロスイノベーション創出支援事業等（アドバイザー派遣業務）  
実施要領第4に基づく採択条件

クロスイノベーション創出支援事業等業務（アドバイザー派遣業務）採択条件

項目	条件
支援対象事業者	6次産業化又は農商工連携に取り組む県内の農林漁業者等
相談内容	以下のいずれかの取組  1 県産農林水産物を活用した新商品開発や販売中の商品のブラッシュアップ等 ただし、以下（1）～（2）のいずれかに当てはまる県産農林水産物を活用すること  （1）支援対象事業者自らが生産した農林水産物 （2）支援対象事業者が密に連携する農林漁業者が生産した農林水産物  2 ひょうごオープンファームの開設や取組拡大に向けた、体験プログラムの開発等